

福島市民みんな いじめの防止を！

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人間として決して許されない行為です。

平成25年、国の「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止の基本理念が示されるとともに、市町村において実情に応じたいじめ防止の基本方針の策定が求められました。

福島市では、このたび、全ての市民が連携協力し、いじめ防止等に向けての取組を確かなものにするために、いじめ防止等に関する条例及び基本方針を策定しました。

「福島市いじめの防止等に関する条例」

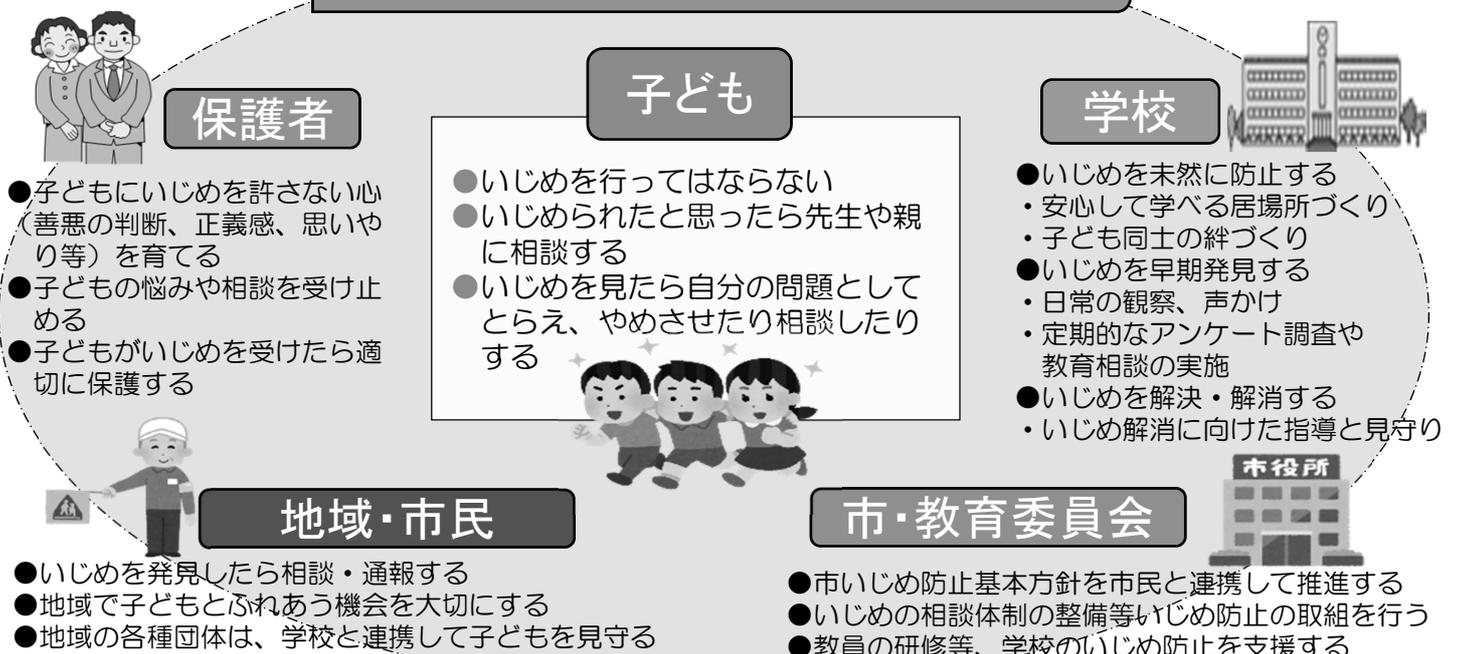
平成29年4月1日施行

- この条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、**市、教育委員会、市立学校、保護者及び市民の責務や役割を明記して、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的**とします。
(第1条より)
- いじめ防止のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識して、市、教育委員会、学校、保護者、市民及び関係機関等は、それぞれの責務及び役割を自覚し、連携して行われなければなりません。(第3条より)

「福島市いじめ防止基本方針」平成29年7月策定

- いじめは、人間として決して許されないことで、生命・身体に重大な危険を生じさせるものです。しかし、**いじめは大人の気づきにくい形で進行することが多く、どこでも、どの子にも起こりうるもの**です。学校、家庭、地域が協力して、いじめを許さない、容認しない雰囲気をつくるとともに、**早期に発見し重大な事態になる前に解決を図ることが重要**です。
- この基本方針は、**学校、教育委員会、家庭・地域等の社会全体が一丸となり、全市を挙げていじめ防止等に向けて取り組む**ことができるよう策定しました。

いじめ防止のそれぞれの役割



「いじめ」とは

「心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。

悪口・からかい
嫌なことを言う

嫌なこと
恥ずかしいこと
危険なことを
させる

金品をたかる

金品かくし・
盗む



軽くぶつかる
たたく・ける



なかまはずれ
集団での無視

パソコン
スマートフォン
携帯電話等での
誹謗中傷
ひぼう



※ 「いじめ」と考えていない行為も、行為を受けた子どもが苦痛を感じていれば「いじめ」となります。

大人には気づきにくい形で進行する「いじめ」を防止するために

未然防止

まずは、いじめが起こらないようにする取組が大切です

- ・いじめに向かわない心の育成 (善悪の判断、正義感、思いやりの心)
- ・集団としていじめを認めない雰囲気づくり…学校はもちろん、社会体育等地域の活動で
- ・子どもが悩み事を相談できる雰囲気づくり…学校で、家庭で、地域で

早期発見

いじめはどこでも、どの子にも起こり得るもの。大事なものは早期発見！

- ・ちょっとした変化やサインを見逃さない
例 朝起きてこない、学校を休みたがる、表情が暗く会話が少なくなった、物がなくなる
- ・いじめている子のサイン
例 言葉づかいが荒くなる、言うことをきかない、人をばかにする、買ったおぼえのない物を持っている

いじめの 解決・解消

学校と家庭、地域、関係機関が協力して素早い対応が重要です

- ・学校では…被害児童生徒の心のケア、加害児童生徒への指導 など
- ・家庭・地域では…いじめが解消するまでの見守り など



「あれ？」と思ったら…いじめの相談は、学校または下記の相談機関に

まず、学校に相談してください。より専門的な助言を受けたい場合は、下記の相談機関を利用してください。

名称	電話番号	名称	電話番号
福島市教育委員会学校教育課	024-535-1111 (内線5341)	子育て相談センターえがお (福島市こども政策課)	024-525-7671
福島市教育実践センター	024-536-7700	家庭児童相談室 (福島市こども政策課)	024-525-3780
ダイヤルSOS (福島県教育委員会)	0120-453-141	ふくしま24時間子どもSOS (福島県教育委員会)	0120-916-024
いじめ110番 (福島県警察本部)	0120-795-110	子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110
子どもと家庭テレフォン相談 (中央児童相談所)	024-536-4152	福島県青少年総合相談センター (福島県青少年会館内)	024-546-0006